

令和6年度「大阪府議会広報テレビ番組等制作及び放送業務」 に係る選考基準

1 目的

この基準は、「大阪府議会広報テレビ番組等制作及び放送業務」を委託する事業者を選定するにあたり、その手続等に必要な基本的事項を定めることにより、公平性、透明性及び競争性を確保し、適正かつ円滑な運用を行うことを目的とする。

2 基本方針

大阪府議会広報テレビ番組等については、公募により複数の者から下記条件を満たす企画提案を受け、企画内容をはじめ、意欲及び実績・能力等を総合的に評価し、議会広報として最も優れた企画・技術能力等を有する事業者を選定するものであり、一般競争入札及び総合評価一般競争入札には適さないことから、選出された議員及び外部委員により選考を行うプロポーザル方式とする。

3 公募条件

大阪府議会広報テレビ番組等については、次の条件のすべてを満たさなければならない。ただし、番組本数及び番組時間についての制限は課さない。

- (1) テレビ媒体の特徴を活かし、かつ他のメディア媒体を活用することにより、インパクトが強く議会広報としての事業効果が見込まれるテレビ番組を企画・制作し、効率的に放送すること。
- (2) 大阪府議会広報としての品位を保つ内容であること。
- (3) 大阪府議会に関心をもってもらえるような内容であること。
(大阪府議会の広報番組であることがわかる内容であること。)
- (4) 大阪府議会の取組みや活動などが府民に分かりやすく伝わる内容であること。
- (5) 大阪府域を網羅する地上デジタル放送で、令和7年3月末日までにすべての放送が実施可能であること、又は提携する放送局の放送可能の内諾を得られるものであること。
- (6) 番組の地上デジタル放送の加重平均視聴率5%以上を目標とすること。
- (7) 全年齢層にわたる府議会活動に対する無関心な層に訴求できるものであること。
- (8) 番組放送にかかる総費用は、消費税を含み2,515万8千円以内であること。
- (9) 放送終了後に、番組に対する視聴者満足度や府議会の認知度向上など番組放送による効果検証を行うため、有効な調査結果となるサンプル数を確保した調査を行い、報告書を提出すること。

4 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条

に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 令和元年 4 月 1 日からこの公示の日までの間に、大阪府域における地上デジタル放送の番組企画、制作及び放送業務について誠実に履行を完了した実績を有すること。

(7) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(8) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和 2 年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

イ 暴力団排除措置規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

ウ 暴力団排除措置規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる者

(9) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

- (10) 事前審査受付期間最終日（令和6年7月22日（月））までに令和4・5・6年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「映画・ビデオ等（種目コード103）」、「総合広告代行（種目コード：106）」、「各種広告企画（種目コード：107）」又は「マルチメディア企画・制作（種目コード：116）」に登録されている者であること。
- (11) 今回の番組提案に関して、地上デジタル放送枠の確保が見込めること。

5 公募要領

事業者選定にあたっては、次の事項を記載した公募要領を作成するものとする。

- (1) 公募事項（案件名、事業目的、業務内容、予定契約（履行）期間等）
- (2) 応募資格（契約締結者の基本要件、入札参加資格有無・業種、実績等）
- (3) スケジュール（募集開始から契約締結、業務着手・完了に至るまでの予定等）
- (4) 応募手続（説明会、提出書類、質疑回答、申込み・受付方法・場所・期間等）
- (5) 審査・選定方法（評価点が同点の場合の決定方法を含む）
- (6) 審査基準・配点（必要に応じ委託金額上限、参考価格提示）
- (7) 失格事由（選定対象除外事由）
- (8) 提案者が1者又は無い場合の取扱い（取り止めの有無、通知方法等）
- (9) 選定・非選定結果の通知
- (10) 選定結果の公表方法・内容
- (11) 提出関係書類様式一式 等

6 公募方法

企画・技術提案について、次の方法により公募するものとする。

- (1) 公示
大阪府議会ホームページ (https://www.pref.osaka.lg.jp/gikai_giji/toppage/index.html) において、公募要領等、公募内容に関する情報を公表することにより公示する。また、府入札情報に掲載するなど周知を図り、広く提案を募集する。
- (2) 募集期間
(1)により公募を開始した日から企画・技術提案の提出期限までは、原則として1ヶ月間（土曜日、日曜日及び休日を含む。）以上を確保し、募集期間とするものとする。
また、参加申込期間は、(1)により公募を開始した日から10日（土曜日、日曜日及び休日を含む）以上とし、事前に公募参加資格を審査するために必要な書類を応募者に求めるものとする。
ただし、予算成立の遅れなど止むを得ない場合は、募集期間を短縮できることとする。
- (3) 説明会・質疑等
公募内容について、必要に応じて説明会を開催するとともに、公募内容についての質問に対する回答は応募者全員に対して通知する。

7 事前審査

- (1) 審査の方法
4に掲げる公募参加資格のうち(1)から(11)までに関して、大阪府議会事務局において事前審査を行い、資格を満たす者に対して提案審査の参加資格を与える。
なお、審査結果については、あらかじめ公募要領に記載の方法により、理由を付して応募者に各々通知するものとする。

8 提案審査

応募者からの企画・技術提案の審査は、次により行うものとする。

(1) 審査基準

業務等の目的、性質及び内容等を踏まえて、企画・技術提案の審査を行うための審査基準を設定し、審査基準には審査項目及び審査項目ごとの審査の視点や内容を客観的にわかりやすく、明記する。

(2) 審査基準の配点

業務等の目的、性質及び内容等を踏まえて、下記の基本的な考え方に留意して、(1)の審査基準の審査項目ごとに得点を配分するものとする。

(基本的な考え方)

高度な知識・技術や創造性、構想力、ノウハウや応用力が要求される業務等について企画・技術提案を受け、意欲及び実績・能力等を評価し、企画・技術能力のある者を選定する趣旨・目的から、品質の評価を最重視することを基本とする。

(3) 審査方法

調達する業務等の目的、性質及び内容等を踏まえ、応募資格を有する者の提案の中から、選定委員が審査基準及び配点に基づき、審査を行う。

その際には、提案者の意欲や理解力及び提案内容をより把握するため、プレゼンテーションの機会を設けるなど、総合的に審査を行うものとする。

また、審査にあたっては、提案内容をより客観的かつ公正に審査できるようにし、審査過程において恣意性が働かない、或いは恣意的に行われているとの疑念を生じさせることのない手続きを経るようにしなければならない。

9 選定委員

提案審査の選定委員は、大阪府議会から選出された大阪府議会議員及び専門的知見を有する外部委員とする。

10 提案受付

事前審査の結果、提案審査の参加資格を得た者は、提案手法等について大阪府議会事務局と協議の上、提案資料(番組のコンセプト、放送時間及び放送時間帯、実施放送局、番組構成、出演者、他のメディア媒体の活用方法などを明示したものを、あらかじめ公募要領に記載の企画提案書提出期間内に提出するものとする。

11 結果公表

最優秀提案事業者の選定を行った場合は、選定結果に関する情報について、次の方法により公表するものとする。

(1) 公表方法

大阪府議会ホームページ(https://www.pref.osaka.lg.jp/gikai_giji/toppage/index.html)において、選定結果に関する情報を公表する。また、報道発表での公表などにより、広く周知するものとする。

(2) 公表時期及び公表内容

選定の手続や選定の過程等の透明性を高めるため、次の内容を最優秀提案事業者の選定後、速やかに公表するものとする。

① 最優秀提案者・契約交渉の相手方と評価点

* 価格点・提案金額

② 全提案事業者の名称 * 受付順

③ 全提案事業者の評価点 * 得点順 内容は①と同じ

④ 最優秀提案事業者の選定理由 * 講評ポイント

⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

* ③については、委員名を伏せたうえで各委員の得点を公表するものとする。

* 選定結果に関する情報はホームページ等によって広く公開することから、落選した事業者の競争上の地位に配慮し、また、より多くの提案を受け競争性を向上させる趣旨から、②と③との対応関係を明らかにしないこととし、②は申込順に、③は評価点の得点順にそれぞれ記載する。

* 応募が2者の場合は、同様の趣旨から、評価点に関する情報については①を公表し、③は公表しないこととする。この場合は最優秀提案事業者の選定理由（④）において、2者の比較がより解り易いように示さなければならない。

(3) 公募要領への記載

上記の(2)の内容については、あらかじめ公募要領に記載の上、募集開始時に公表し周知するものとする。

12 契約交渉の相手方

最優秀提案者を業務等の契約交渉の相手方に決定する。

ただし、辞退その他の理由で最優秀提案者が契約締結に至らなかった場合は、あらかじめ、選定した順に上位者を充て、契約交渉の相手方とする。

13 不正行為等の対応

事業者の選定にあたり、事業者に不正行為等があったと認められる場合は、公募要領に定めるところにより失格（審査対象からの除外）とする。